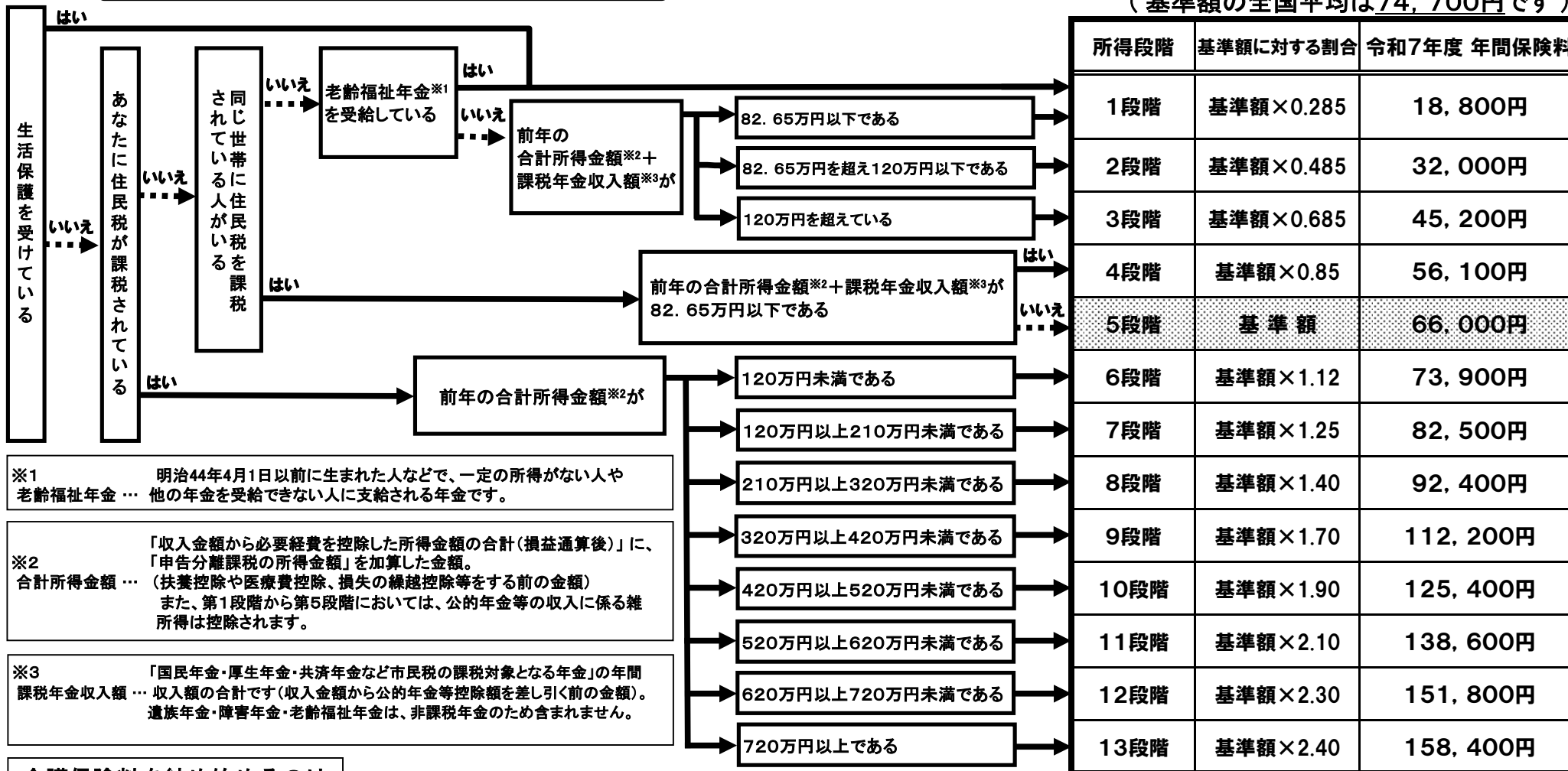


介護保険料の決まり方

65歳以上の人の保険料は、市の介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

あなたの保険料段階を確認しておきましょう



※1 老齢福祉年金 … 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額 … 「収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計(損益通算後)」に、「申告分離課税の所得金額」を加算した金額。
(扶養控除や医療費控除、損失の繰越控除等をする前の金額)
また、第1段階から第5段階においては、公的年金等の収入に係る雑所得は控除されます。

※3 課税年金収入額 … 「国民年金・厚生年金・共済年金など市民税の課税対象となる年金」の年間収入額の合計です(収入金額から公的年金等控除額を差し引く前の金額)。
遺族年金・障害年金・老齢福祉年金は、非課税年金のため含まれません。

介護保険料を納め始めるのは

第1号被保険者として保険料を納め始めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)の分からです。

- 例
- 5月1日生まれ ⇒ 4月分から
 - 5月2日生まれ ⇒ 5月分から

保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて、自己負担額が増えるなどの措置が取られます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

納付が難しいときにはご相談を

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときはそのままにせず、まずは担当窓口までご相談ください。

問い合わせ先…香取市役所 高齢者福祉課 電話 0478-50-1208

介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各段階において保険料を決める基準となる額のことです。
介護保険料は所得が低い人などの負担を大きくしないために、本人や世帯員の住民税課税状況や、本人の前年中の所得に応じて決められています。

※香取市の令和6年度～令和8年度基準額は66,000円です
(基準額の全国平均は74,700円です)